

令和8年度 三教弘「指定宿泊施設利用券」発行申請書

申請日： 年 月 日

(公財) 日本教育公務員弘済会三重支部長 様

下記の通り、指定宿泊施設利用券を申請します。

〈書類送付・お問い合わせ先〉

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 三重支部

〒514-0003 津市桜橋2-142

(三重県教育文化会館別館4階) TEL059-224-0425

学校名

(退職者は記入不要)

三教弘会員氏名

自宅住所

教弘保険証券番号

宿泊施設名	利用者氏名	会員との関係	宿泊日	泊数

＜申請上の注意＞

- 申請時に三教弘会員であること。
- 補助額は、三教弘会員は1泊3,000円、同居家族は2,000円、会員、同居家族共年間1人4泊まで。(同居家族のみの宿泊も申請可能です。)
- 宿泊施設を各自が予約した後、宿泊10日前までに弘済会事務局へ郵送又はFAXで申請してください。(FAX 059-226-9490)
※インターネットで宿泊予約された場合は、利用券が利用できるかホテルにお問い合わせください。
※旅行業者等を通じて宿泊予約された場合は除きます。
ご自身で直接、電話予約された場合に限りです。
- 受理後、宿泊利用券を自宅に送付しますので、宿泊施設に提出してください。
- 申請後、宿泊を取り消した場合は、必ず弘済会事務局に連絡してください。

★当会は、適正に取得した個人情報を当会の福祉事業の運営のために利用します。

★当会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

令和9年度(2027年4月1日の宿泊)より、宿泊利用券(宿泊当日割引)方式から銀行振込(宿泊後送金)方式に変わります。